（保護観察の仮解除中における調査等）

第百五条　保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第二項又は同法第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者の行状について、保護観察官又は保護司をして、定期的に調査を行わせるものとする。再び保護観察を実施する必要があるか否かを判断するために必要があると認めるときも、同様とする。

2　［略］

（婦人補導院からの仮退院を取り消すか否かに関する審理の開始等）

第百八条　第八十一条の四及び第八十八条第二項の規定は、売春防止法第二十六条第二項において準用する法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された婦人補導院仮退院者について準用する。この場合において、第八十一条の四第一項中「収容決定申請」とあり、第八十八条第二項中「法第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と、第八十一条の四第一項中「法第六十八条の三第一項」とあるのは「同条第二項において準用する法第七十三条第一項」と、同条第二項中「法第六十三条第二項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する法第六十三条第二項」と、第八十八条第二項中「法第七十三条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する法第七十三条第一項」と、「法第七十三条第二項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

2　第八十八条の五の規定は、売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理について準用する。

（保護観察の仮解除中における調査等）

第百五条　保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者の行状について、保護観察官又は保護司をして、定期的に調査を行わせるものとする。再び保護観察を実施する必要があるか否かを判断するために必要があると認めるときも、同様とする。

2　［同上］

（婦人補導院からの仮退院を取り消すか否かに関する審理の開始等）

第百八条　第八十八条の規定は、売春防止法第二十六条第二項において準用する法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された婦人補導院仮退院者について準用する。この場合において、第八十八条第一項及び第三項中「法第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と、同条第一項中「法第七十三条第一項」とあるのは「同条第二項において準用する法第七十三条第一項」と、同条第二項中「法第六十三条第二項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する法第六十三条第二項」と、同条第三項中「法第七十三条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する法第七十三条第一項」と、「法第七十三条第二項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

2　第九十五条の規定は、売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理について準用する。

第百十条　第十六条の規定は、その性質に反しない限り、第九十九条の二第二項、法第五十二条第二項及び第四項後段、法第五十三条第二項及び第四項後段、法第七十一条、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第二項、法第七十七条第一項、法第七十八条第一項、法第八十一条第一項及び第五項並びに売春防止法第二十七条第一項に規定する申出について準用する。

2　第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第三十二条の規定は、その性質に反しない限り、法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第六十八条の五第一項及び第二項、法第六十八条の七第一項及び第二項（法第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第一項、法第七十七条第一項、第二項及び第七項、法第七十八条第一項、法第八十一条第一項及び第五項並びに売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理並びに法第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理について準用する。

3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第百十条　第十六条の規定は、その性質に反しない限り、第九十九条の二第三項、法第五十二条第二項及び第四項後段、法第五十三条第二項及び第四項後段、法第七十一条、法第七十四条第一項、法第七十五条第二項、法第七十七条第一項、法第七十八条第一項、法第八十一条第一項及び第五項並びに売春防止法第二十七条第一項に規定する申出について準用する。

2　第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第三十二条の規定は、その性質に反しない限り、法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第七十四条第一項、法第七十五条第一項、法第七十七条第一項、法第七十八条の二第一項及び第五項並びに売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理並びに法第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理について準用する。

3　［同上］

附　則

この省令は、少年法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第六十九号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第一項及び第三項並びに第三条第四項第二号（同法第四条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年十二月十六日

農林水産大臣　金子原二郎

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則

（家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設）

第一条　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、第一号及び第二号に掲げる施設とし、第三号及び第四号に掲げる施設を含むものとする。

一　搾乳施設

二　家畜の飼養の用に供する施設に付随する集乳施設

三　家畜の飼養の用に供する施設若しくは前二号に掲げる施設に附属する門又は塀

四　家畜の飼養の用に供する施設又は第一号若しくは第二号に掲げる施設内の室であって、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するもの